

小野クリーンセンター受入れ判断基準【事業者から排出される廃棄物の基準】

種類	対象業種	品目・状態	受入
『鉄くず』	全事業所	・鉄鋼・非鉄金属（アルミ・真鍮・ステン等の破片）。	×
		(例) ・ガソリンスタンドの空き缶	×
		・塗料・食用油の一斗缶、機械オイルペール缶、飲料缶類等	×
		・スチール机・イス・ロッカー・棚（陳列棚含む）	×
		・釣り針、釘・ネジ類（ボルト・ナット等）	×
『廃プラ』	全事業所	・プラスチック等（ナイロン・ビニール石油化学製品）	×
		(例) ・プラスチック製遊具	×
		・発砲包装材・緩衝材（発砲スチロール）	×
		・畜産農業用ビニールシート（ビニールハウス含む）	×
		・電気屋の電気のかさ・包装用ビニール・コードカバー類等	×
		・水道・リフォーム業者の洗面台・便座・パイプ配管（塩ビ・金属）・クロス等	×
『畳』	畳屋のみ	緩衝材（プラ）入り畳	×
		本畳のみ	○
『紙くず』	建設業	・建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は、除去により生じたもの） (例) ・包装材、段ボール、壁紙等	×
	新聞業・製本業等	・発生する紙くず・パルプ・紙・紙加工品・書籍・新聞	×
	その他全事業所	・伝票、書類等（リサイクルをお願いします。）（留め金具、プラ除去）	○
『木くず』	建設業	・建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は、除去により生じたもの） (例) ・型枠、足場材、建具工事等の残材	×
		・抜根、伐採材、木造解体材等	×
		・製造段階で出た残材、チップ、おがくず、パーク類（肥料）等	×
	製材業・木製品製造業	・製造段階で出た残材、チップ、おがくず、パーク類（肥料）等	×
	パルプ製造業・家具製造業		
	輸入木材の卸売業 ・物品貸借業	・残材、チップ、おがくず、パーク類（肥料）等	×
	電気事業業	・木製電柱、木製電線ドラム等	×
	その他（全事業所）	・パレット全種類	×
・木製に附属物（プラ・金属等）の付いた複合物		○	
・木製机・イス・テーブル、看板、板きれ等		○	
・街路樹剪定木、庭木剪定枝木、間伐材、草等（軽トラック 2台まで/日）		○	
リフォーム業	・増改築・除去で生じる木くず	×	
『繊維くず』	建設業	・建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は、除去により生じたもの） (例) ・ロープ類、縄、廃ウエス等	×
	衣服その他繊維製品製造業 以外の繊維工業	・木綿くず、羊毛くず等の天然繊維及び化学繊維 ・衣服・衣類の加工（縫製）業での繊維くず	○
『動植物性残さ』	食料品・医薬品・香料 製造業	・原料として生じたあめかす・のりかす・醸造かす・発酵かす・魚及び獣のあら等 固形状の不要物。	×
『動物の死体等』	畜産農業	・排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体・ふん尿	×
	ペットショップ・動物病院	・ペット、動物の死体（小動物に限る）・ふん尿	○

※上記以外、明らかに産業廃棄物と判断されるものについてはお断りします。